

明治時代の水利紛争

水が不足する地域では古来水争いが起こりました。江戸時代には主に藩により裁定が行われましたが、明治時代には水利紛争が裁判所に持ち込まれ、一審だけでなく、二審、三審と争われることもありました。香川県三木町と高知県香美市の例についてお伝えします。

■吉田川の水利紛争（香川県三木町）

明治10年（1877）8月10日夜、吉田川左岸の田中村（現三木町）の農民200～300人が三ツ子石池に水を引き込むため、鍬で屋古戸関を打ち壊しました。この井関は吉田川右岸の氷上村（現三木町）が取水して上井関をバイパスして奥の堂池と堀切池に配水するためのもので、氷上村では夜明けを待って数百人を集めて、切り崩された井関を突貫工事で復旧させました。田中村は、江戸時代の取り決めよりも屋古戸関の高さが高く築き上げられていると主張し、氷上村を相手取って裁判所に提訴しました。氷上村は関の高さは川底の洗掘に対応したものなどと反論しました。裁判の結果、原告は一審、二審で敗訴し、大審院でも敗訴しました。かつて争いがあった田中村と氷上村の水田地帯は、現在は香川用水により豊かな水の供給を受けています。＜香川県土地改良事業団体連合会編「香川県土地改良事業団体連合会50年史」2008年、三木町史編集委員会編「三木町史」1988年＞



■新改川の水利紛争（高知県香美市）

明治6年（1873）に続いて、明治9年も干ばつとなり、新改川のコロンボ堰の分水をめぐって下流の久次・植田地区と上流の須江新田の農民が対立し、警官が出動する中で、両者により堰の争奪、破壊と修理が繰り返されました。降雨により水争いは落ち着いたかに見えましたが、確執は解けず、久次・植田地区側が須江新田側を相手どって訴訟を起こしました。一審は原告の敗訴、二審は原告の勝訴となり、被告が大審院に上告しましたが、上告棄却となり、原告の主張どおりコロンボ堰の分水は、3分の2を久次・植田地区へ、3分の1を須江新田へ配水することになりました。その後、関係者から甫喜ヶ峰疎水の話が持ち上がり、明治33年（1900）の完成により山向こうの穴内川の水が新改川に引き込まれ、水の心配がなくなりました。久次宇佐八幡宮に新改川争いの記念碑が、須江に甫喜ヶ峰疎水記念碑が建立されています。＜土佐山田町史編纂委員会編「土佐山田町史」1979年など＞

